

土木工事における「中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について」の運用

1. 特記仕様書記載例

- (1) 調達検討資材を含む対象工事において、以下の記載例を参考に、特記仕様書に本運用の対象であることを記載するものとする。

既契約工事においては、特記仕様書記載例により受注者に指示を行うこととし、調達検討資材は受発注者間で協議の上、設定すること。

特記仕様書記載例

第〇条 中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更

- 1 本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材（以下、「調達検討資材」）の調達に必要な経費（以下、「別途調達経費」）について、設計変更を行う対象工事である。
- 2 調達検討資材は下表を想定している。これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。

資材名	備考
塩化ビニル管	
塗料用シンナー	

- 3 受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督員と協議するものとする。ただし、迅速な対応が求められる場合には、口頭、ファクシミリ、電子メールなどで協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。

なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。

- ① 調達検討資材の代替資材を調達した場合
- ② 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
- ③ 調達検討資材を調達した場合（ただし別途調達経費を含む）

- 4 受注者は、別途調達経費に係る証明書類（実際の取引伝票等）を監督員に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする。

2. 積算方法

- (1) 設計変更は、精算変更時（指定部分がある場合には、その指定部分の精算変更時）に行うことを基本とする。

- (2) 設計変更を行う対象数量の考え方は以下のとおりとする。

ただし、既済部分について出来高部分払いを行っている場合は、当該既済部分払いの対象となった出来高部分に係る数量を除いた数量を設計数量とする。

証明された数量と対象数量の考え方

証明数量<設計図書の数量	→ 設計変更不可。
設計図書の数量 $\leq$ 証明数量 $\leq$ 設計数量	→ 設計変更可。対象数量は証明数量
設計数量<証明数量	→ 設計変更可。対象数量は設計数量

注) 設計図書の数量：設計図書（数量総括表や図面等）に記載されている数量※

設計数量：設計図書の数量にロスを加えた数量（積算上の数量）

証明数量：受注者から証明された数量

※精算変更見込み数量を考慮すること。

設計図書に数量が明示されていない資材については、関連する資材から一般的な換算値を用いて算出するものとする。（例：塗料用シンナーについて、使用する塗料の標準的な希釈率を基に算出）

なお、換算値などを用いて算出した数量については、受発注者間で合意した換算値等や実際の使用量などを基に、受発注者間で協議して最終的な設計数量を決定すること。

(3) 設計変更に用いる単価は、証明書類で確認出来た実際の購入価格とする。

(4) 別途調達経費は、直接工事費に計上するものとする。（落札率を考慮）

材料費が個別に設定されている場合は、実際の購入価格に入れ替えて設計変更を行うこと。

工事標準単価など材料費が分離できない場合は、調達検討資材の当初入札時点での実勢価格と実際の購入価格の差分を計上して設計変更を行うこと。

(5) 本運用に基づく設計変更内容は、福島県工事請負契約約款第 26 条（スライド条項）の対象外とする。

3. 工期

設計変更に伴って必要となる工期は、適切に変更を行うこと。

4. 附則

この運用は、令和 8 年 6 月 19 日以降に起工する工事から適用する。

なお、令和 8 年 6 月 18 日以前に起工した工事（既契約工事を含む）については、受発注者間で協議が整ったものから適用する。